



平成 19 年 5 月 18 日

各位

## 株式会社 **ヨロズ**

横浜市港北区樽町三丁目7番60号  
代表取締役社長 志 藤 昭 彦  
(コード番号 7294 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部長 河原 清  
(TEL. 0 4 5-5 4 3-6 8 0 2)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 19 日開催予定の第 62 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を株主総会で定めることができる旨を定款により規定するものであります。
- (3) 条文新設に伴う、条数の繰下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 19 日 (火曜日) 【予定】
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 19 日 (火曜日) 【予定】

別 紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>  <u>ただし、事故その他のやむを得ない事由</u>  <u>によって電子公告による公告をすること</u>  <u>ができない場合は、日本経済新聞に掲載</u>  <u>して行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第16条 <u>株主総会においては、法令または本定款</u>  <u>に別段の定めがある事項を決議するほ</u>  <u>か、当社の株券等(証券取引法第27条の</u>  <u>23第1項に定めるものをいう。)</u>の大規模  <u>買付行為への対応方針を決議することが</u>  <u>できる</u></p>
<p>第16条～第54条</p>	<p>第17条～第55条  (条数繰下げ、条文は現行どおり)</p>